

# 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 『ミス沖縄』の派遣等に関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、沖縄県の観光振興を目的に県内外における観光催事・公式行事に参加し、観光親善使節としての役割を担うため一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という。）が選任するミス沖縄の派遣等について必要な基準を定め、適正な管理運営を図ることを目的とする。

## (職務)

第2条 ミス沖縄は、本県の観光・コンベンション産業を広く紹介、宣伝し観光客を誘致するため、OCVBが必要と認めた観光諸行事への参加、及び国内外における親善交流のための使節（以下「行催事等」という。）として随時、又は臨時に従事することとする。

## (選任)

第3条 『ミス沖縄』の選任はOCVBが主催する「ミス沖縄選出大会」にて選任する。  
2 前項の選出大会に関する規定はOCVB会長が別に定める。

## (人数及び任期等)

第4条 ミス沖縄は3名とし、名称はスカイブルー、コバルトブルー、クリーングリーン、グレイシャスとする。  
2 ミス沖縄の任期は毎年1月1日から12月31日までの1年間とする。

## (解任)

第5条 会長は、前条第2項に定める任期中であってもミス沖縄としてふさわしくない行為があった場合、又はOCVBの信用を著しく損なう行為があったと認められるときはミス沖縄を解任することができる。

## (ミス沖縄の派遣基準)

第6条 ミス沖縄の派遣については、一企業の営利を目的とすると認められるもの以外の業務で、原則として次の各号に掲げる要件を具備することを条件とする。  
(1) OCVBが主催する行催事及びコンベンション開催支援関連行催事  
(2) 国・普通地方公共団体等が主催する公共的な行催事  
(3) その他観光関連団体等が主催するもので、沖縄県の観光産業の振興に寄与すると認められる行催事

## (派遣費等)

第7条 前条の規定によるミス沖縄の派遣については有償とし、その金額（以下「派遣費」という。）は別表1『ミス沖縄派遣費』（日額）に定めるとおりとする。  
(1) OCVB及び国・普通地方公共団体等が主催する諸行事等に従事する場合は、別表1『ミス沖縄派遣費』甲欄に定める額とする。  
(2) OCVB賛助会員が主催する諸行事等に従事する場合は、別表1『ミス沖縄派遣費』乙欄に定める額とする。  
(3) 前号で定める行催事等以外でOCVBが承認する行催事に従事する場合は、別表1『ミス沖縄派遣費』丙欄に定める額とする。  
(4) 派遣申請書の提出に基づき、4月1日から3月31日までの一年間の派遣日数が50日を超えると見込まれる場合、前年度の実績を鑑みた上で、甲乙丙の各派遣費より日額2,000円の割引を適応することができる。

(職務上の災害補償)

第8条 ミス沖縄の業務遂行中の災害に対する補償については、労働者災害補償保険法に定める範囲内でOCVBがこれを負担する。

(派遣の承認)

第9条 行催事等にミス沖縄に従事させる場合は、行催事主催者は事前に所定の様式による『ミス沖縄派遣申請書』を提出するものとする。

- 2 前項により申請があったときは、OCVBは行催事内容を十分検討し、派遣の可否について決定する。
- 3 前項により派遣が決定した後、やむをえない事由等が生じたときは他のミス沖縄に派遣を交代することができる。この場合、行催事主催者は当該変更に対処するものとする。
- 4 行催事主催者は、別添資料(『ミス沖縄』派遣時における安全管理マニュアル)の内容を十分に理解し、ミス沖縄が安全に業務を遂行できるように努めなければならない。

(禁止事項)

第10条 ミス沖縄の品位を保持するため、ミス沖縄及び行事主催者は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) CM及びモデル、又はこれに類する一切の行為
  - (2) プライベートの時間であってもミス沖縄にふさわしくない公序良俗に反する行為
  - (3) 午後10時以降の拘束(業務外、私服時も含む)
  - (4) 業務前後における、お酒が提供される懇親会等への参加  
(但し、業務に付随しOCVBの了承を事前に得たものかつ上記(3)に抵触しないものについてはこの限りではない)
  - (5) 業務におけるミス沖縄のコスチューム以外の衣装着装
  - (6) 業務内及び業務外の場での酒宴接客行為
  - (7) 司会及びガイド
  - (8) 長時間の業務従事。(ただし、やむを得ない事由により長時間業務の従事を必要とする場合は、あらかじめOCVBの了解を得るものとする。この場合、適宜ミス沖縄の休息時間を設けることとする。)
- 2 前項に定めるものであっても、OCVB会長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(派遣申請者の業務完了報告)

第11条 行催事主催者は、業務終了後一週間以内に所定の様式に必要事項を記入し、写真等を添付のうえ、OCVBに書面により報告するものとする。

付則 この要綱は、昭和61年4月1日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、平成16年8月1日から施行し、平成16年8月1日から適用する。

付則 この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

別表1 『ミス沖縄派遣費』(日額) (単位:円)

区分	甲	乙	丙
	国・普通地方公共団体・OCVB	OCVB賛助会員	その他団体・一般企業
金額	20,000	22,000	25,000

※この表で日額とは、時間の長短に関係なく従事した日をもって1日とする。

※移動日でミスが拘束される場合においても1日とする。